

神戸市ペット火葬施設設置等に関する要綱の制定及び
関係要綱の廃止にかかる意見公募結果について

1 意見募集期間

2026 年 6 月 19 日（金曜）～2026 年 7 月 21 日（火曜）

2 意見数

4 件（2 通）

3 意見の概要と本市の考え方

No.	意見の概要	意見に対する本市の考え方
1	本要綱は、神戸市所有のペット火葬施設にも適用されますか。市所有の施設についても民間施設と同等以上の水準を確保すべきと考えます。	市が設置又は運営するペット等火葬施設にも当然適用されます。
2	・ペットとの別れの間としての尊厳が確保されるような条項を設けるべきと考えます。火葬設備だけでなく、利用者が葬儀やお別れを行うためのスペースや待合室等の設備についても要件として定めるべきと考えます。 ・市及び事業者は、ペット火葬にあたり、動物愛護法の精神を尊重すべきであり、その旨を要綱に明記すべきと考えます。ペット葬儀は終生飼養の一環であり、遺体を丁重に取り扱うことが重要であると考えます。	本要綱は公衆衛生の維持及び良好な生活環境の確保を目的にペット火葬事業者の責務等を定め、周辺環境に配慮した事業運営の確保を図るものです。施設利用者のための設備や運営方法については、各事業者においてニーズに応じた対応をしていただいています。
3	要綱ではなく、条例を制定すべきではないでしょうか。また、将来的な条例化も視野に入れて検討すべきと考えます。	本要綱は、公衆衛生の維持及び良好な生活環境の確保を目的にペット火葬事業者の責務等を定め、行政が市内で事業を行う業者を把握し、必要に応じて速やかに調査等の協力を求めることができるよう届出いただくものです。義務を課したり権利を制限するものではないため要綱としています。

4	固定炉の設置には国及び自治体による多くの法的な規制が設けられている一方、移動火葬車には十分な規制がないことが問題とされています。 移動火葬車による火葬について、火葬炉の維持管理、道路使用許可の取得、消火器の常備、火葬中の標識の設置等についても規定すべきと考えます。 また、これらに違反した際には営業停止処分等の措置を講じるべきと考えます。	本要綱は、移動、固定を問わず全てのペット火葬事業者を対象としています。また、行政が市内で活動する火葬事業者を把握し、必要に応じて速やかに調査等の協力を求めることができるよう届出制としていますが、営業の許可を与えるものではないため、営業停止処分等の行政処分の対象となるものではありません。 ご提案いただきました基準のうち、関係法令に関するものについては、それぞれの法令に基づき対応するものと考えています。 なお、関係法令を遵守することは当然ですが、ご意見を踏まえ、本要綱の目的に明記することとします。 その他の意見につきましても、今後の参考とさせていただきます。
---	--	--

※ご意見の内容は趣旨を損なわない程度に要約しています。